

御船町農業委員会会議録

平成30年3月12日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 30 年 3 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 3 月 12 日（月）午後 1 時 30 分から 3 時 15 分
2. 場 所 本庁舎 3 階 大会議室
3. 主席委員（19 名）
会 長 1 番 鶴野 幸典
会長職務代理者 2 番 富田 早苗
委 員 3 番 荒木 義一 委 員 12 番 藤村 俊治
委 員 4 番 竹崎 幸雄 委 員 13 番 藤田 邦弘
委 員 5 番 山本 富士夫 委 員 14 番 河地 友好
委 員 6 番 田中 安男 委 員 15 番 芥川 誠
委 員 7 番 緒方 顯治 委 員 16 番 藤本 隆盛
委 員 8 番 川地 良一 委 員 17 番 松岡 信浩
委 員 9 番 上田 洋介 委 員 18 番 江藤 弘
委 員 10 番 山下 啓四郎
委 員 11 番 後藤 博文 委 員 20 番 荒木 崇
欠席者 15 番 芥川 誠 3 番 荒木 義一 以上 2 名
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 7 議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
 - 8 議案第 17 号 農業委員会活動及び農地行政に関わる要望の回答
について
 - 9 報告第 5 号 耕作証明書発行の件について
 - 10 報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項により合意解約について
 - 11 その他

5. 農業委員会事務局職員

課	長	藤野	浩之
係	長	山下	直樹
主	事	白石	加奈子

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは、本日お忙しい中、農業委員会総会に、ご出席いただきましてありがとうございます。事務局長が、御船町町議会出席のため欠席しております。只今より平成30年3月の総会を始めさせていただきます。欠席の連絡が入っております。3番 荒木委員、15番 芥川委員 以上2名であります。本日は17名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第6条に基づき委員さん17名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成30年3月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。先月までは大変寒い日が続いておりましたが、3月に入りまして、春らしい天気です

来る途中で見たのですが、タバコの作付がされておりました。これから春先になると繁忙時期になります。

また、県の会議に参加いただきましてありがとうございます。本日の案件も多くありますので、審議の程をよろしくお願いいたします。さっそくではあります。平成30年3月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。18番 江藤委員 20番 荒木委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第13号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 はい、1ページをご覧ください。
議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。

平成 30 年 3 月 12 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典
2 ページをご覧ください。5 件の申請が出ております。

議案書 3 条①の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇 地番△ 地目畑 面積△m²です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 3 条許可所有権移転です。

②の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇 地番△ 地目畑 面積△m²です。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇△△番地

有限会社〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

理由 3 条許可所有権移転です。

③の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 地番△ 地目畑 △m²です。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地

〇〇 〇〇

理由 3 条許可所有権移転です。

④の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田 面積△m²

大字〇〇字〇〇 地番△番 地目畑 面積△m²

大字〇〇字〇 地番△番 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇区〇町△番
〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

3 条許可所有権移転。 田 1 筆 畑 3 筆 計△m²です。

議案 3 条⑤の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇 地番△番 地目田 面積△m²
大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田 面積△m²
大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田 面積△m²
大字〇〇字〇〇 地番△番 地目田 面積△m²
大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田 面積△m²
大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田 面積△m²です。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇区〇町△番
〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇
理由 3条許可所有権移転です。田6筆 計△m²です。
3条許可所有権移転、以上5件です。

議長 はい、ありがとうございます。3条申請で所有権移転5件町許可分を提案いたしました。事務局より①要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①番の件について説明いたします。こちらは、以前から譲受者が耕作管理しておられます。自作地と一緒に耕作しておられましたので今回売買の話があり申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、引き続き野菜の栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。

第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積は、30,452 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。

第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。

第2項第7号(地域との調和)に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。担当委員5番委員お願いいたします。

5番 はい、現地確認に参りました。事務局からの説明の内容通り

であります。現在、隣接農地で耕作されております。よって、何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 ありません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、②の件について説明いたします。こちらは、今回譲受人が、町外に居住しており耕作管理が難しいため、譲受人を探していた所、話がまとまり今回の申請に至っております。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、②の件に関しましては、野菜栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数 150 日以上従事しております。

第2項第5号（下限面積）に関しましては、取得後の下限面積は、33,538 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。

第2項第6号（転貸禁止）に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。

第2項第7号（地域との調和）に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当の12番委員お願いいたします。

12 番 はい、現地確認に参りました。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員か

ら説明がございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。
ございませんか。

全委員
議長

ありません。
意見が無いようですので、異議なしと認めます。

議長

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、③の件について説明いたします。こちらは、譲渡人が以前から耕作しており、今後も耕作したいという意向を伝え売買の話がまとまり今回の申請に至っております。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、牧草栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。

第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積は、20,671 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。

第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。

第2項第7号(地域との調和)に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員の6番委員お願いいたします。

6番

はい、現地確認に参りました。先ほどの説明の通り以前から耕作管理されており、畜舎に隣接している農地であります。よって何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。

ごさいませんか。

全委員
議 長 ありません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、④の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、④の件について説明いたします。こちらは、譲渡人が、町外に住んでおり、譲受人が今まで一部の農地を耕作されており、売買の相談をしたところ話が進み今回の申請に至った。農地を取得後は、④の件に関しましては、水稻・野菜栽培を行うことを確認いたしました。
耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。
第 2 項第 4 号に関しましては年間従事日数 150 日以上従事しております。
第 2 項第 5 号（下限面積）に関しましては、取得後の下限面積は、11,828 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。
第 2 項第 6 号（転貸禁止）に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。
第 2 項第 7 号（地域との調和）に関しましては、田・畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当委員の 14 番委員お願いいたします。

14 番 はい、全筆現地確認に参りました。譲受人は長年耕作されておりました。地元で奮闘されております。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。
ごさいませんか。

全委員 ありません。

- 議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- 議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、⑤の許可要件等の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、⑤の件について説明いたします。こちらは、譲渡人が、町外に住んでおり、今まで一部の農地を耕作されており、売買の相談をしたところ話が進み今回の申請に至った。農地を取得後は、⑤の件に関しましては、水稻・野菜の栽培を行うことを確認いたしました。
耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。
第2項第4号に関しましては年間従事日数 150 日以上従事しております。
第2項第5号（下限面積）に関しましては、取得後の下限面積は、63,325 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。
第2項第6号（転貸禁止）に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。
第2項第7号（地域との調和）に関しましては、田・畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。担当の14番委員お願いいたします。
- 14 番 はい、全筆現地確認に参りました。譲受人は長年耕作されており、何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。
ございませんか。
- 全委員 ありません。
- 議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。
- 議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断い

たします。続きまして、議案第7号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、5ページをご覧ください。

議案第14号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成30年3月12日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

議案書6ページをご覧ください。

申請番号①

土地の所在地 大字〇〇 字〇〇〇 地番△ 地目畑

面積△m²

申請者の住所氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

転用目的 植林 理由4条県許可となります。

以上1件の申請です。お願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。1件1筆でした。①の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、7ページをご覧ください。

議案第14号 受付番号①番 〇〇 〇〇

この案件につきましては、非農地申請により発覚した案件であります。事務局山下と農業委員3名にて確認を致しました。現地に植林がしてあったため、非農地通知はできないということ、追認での4条申請となりました。場所につきましては、国道△号線沿いの後1km行けば〇〇町になる所であります。

立地基準です。農地の区分を第2種農地と判断しております。面積が△m²。申請地は第2種農地であり、役場より13kmほど離れている。東側を山林、西側を道路、南側を宅地、北側を道路に囲まれている。周囲も山林ということで約55年前に杉を植林し、現在は山林としていることから、今回、農地法第4条申請に至った。周囲には担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低い所で、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、現状のままの利用であり、問題ないと思われまます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現状のまま

の利用であり、問題はないと思われます。

計画面積の妥当性としては、畑1筆計△m²を山林にする計画であり、特に問題なく、妥当であると判断する。

周囲の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周囲の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水は、地下浸透となる。下流域の農業用施設への支障は少ないものと判断される。

8ページを見ていただくと、給排水計画はありません。基本的には、雨水のみであります。地下浸透という計画であります。オーバーフロー分は、畑の下に水路がありますのでそちらへ放流する計画であります。周囲の農地には問題はないと判断できます。55年前に植林されましたので、追認ということで、11ページに始末書が提出されております。12ページに現地と書いてある所が今回の申請地であります。全体的に杉が植林されております。事務局としては、許可相当であると判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当9番委員お願いいたします。

9 番 はい、この件につきましては、12月に現地確認へ参りました。非農地申請で現地確認へ参りました。植林してありましたので、非農地申請では受け付けられない状況であったため今回の申請であります。周囲も山林でありますので農地には何ら問題はありません。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この案件につきまして、意見のある方は、ございませんか。

意見がないようですので、この件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。

続きまして、議案第15号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、13ページをご覧ください。

議案第15号 農地法第5条1項の規定に基づき別紙のとおり

許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成30年3月12日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

5件案件がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積△m²

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇△丁目

〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇 〇〇

次の段をご覧ください。

土地の所在地

大字〇〇 字〇〇△ 地目 田 面積△m²

大字〇〇 字〇〇△ 地目 田 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積△m²

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇△丁目

〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：工場 理由 5 条所有権移転（県許可）

田 4 筆 計△m²

② 土地の所在地

大字〇〇字〇〇〇 △ 地目 田 面積 △m²。

大字〇〇字〇〇〇 △ 地目 田 面積 △m²。

譲渡者住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町〇〇△ 〇〇 〇〇

〇〇〇郡〇〇町〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△丁目△

(株)〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：店舗 理由 5 条所有権移転（県許可）

田 2 筆 計△m²。

③ 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積△m²。

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積△m²。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△丁目△

〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由 5 条所有権移転（県許可）

田 2 筆 計△m²。

④ 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△ 地目 畑 面積△m²。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△ 〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場 理由 5 条所有権移転（県許可）

⑤ 土地の所在地

大字〇〇字〇〇〇△ 地目 田 面積△m²。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△

(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：資材置場 理由 5 条所有権移転（県許可）

⑥ 土地の所在

大字〇〇字〇〇〇△ 地目 畑 面積 △m²。

譲渡者住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△丁目

〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇△丁目

(株)〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：資材置場 理由 5 条所有権移転（県許可）

⑦ 書類不備であるため来月以降に回します。ご了承ください。

⑧ 土地の所在

大字〇〇字〇〇〇△ 地目 田 面積 △m²

譲渡者住所・氏名〇〇〇郡〇〇町〇〇△ 〇〇 〇〇〇

譲受者住所・氏名〇〇市〇〇区〇〇△丁目

(株)〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：資材置場 理由：5 条所有権移転（県許可）。

⑨ 土地の所在

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積 △m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。

大字〇〇△ 〇〇 〇〇。

譲受者住所・氏名 大字〇〇△〇〇〇〇

〇〇 〇〇。

転用目的：個人住宅 理由：5 条所有権移転（県許可）。

以上農地法第 5 条所有権移転（県許可）8 件 13 筆です。

はい、ありがとうございました。8 件 13 筆でした。

⑦番の審議は、今回は行いませんので、ご了承ください。

議 長

事務局

では、①番を事務局より要件等の説明をお願いいたします。
16 ページをご覧ください。

議案第 15 号 受付番号① ○○○○○

こちらの場所につきましては、18 ページをご覧ください。県道○○○○線がございます、既存の施設がございますが、そこに隣接した農地が今回の申請地であります。立地基準です。農地の区分としては、第 1 種農地と判断しております。面積が△㎡であります。申請地は第 1 種農地であるが、農振法第 8 条第 1 項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものと認められるものであり、許可の見込みがある。役場より 5km ほど離れた東側・西側を道路、南側を宅地、北側を宅地・農地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、隣接地において、賃借で会社を営んでおり、間もなく期間満了を迎える。さらに、熊本地震により、現在の施設は損傷が厳しい。その様なことから、新規に別の場所を探していたところ、今回の隣接地の地権者と話が進み、農地法第 5 条申請に至った。

一般基準です。

資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなるものは存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期については平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日遅滞無く供することに問題ないと考えます。

計画の妥当性ですが、田 4 筆△㎡を工場等に転用する計画であり、施設配置等について妥当と判断する。配置に関しては 19 ページに掲載しておりますが問題ありませんでした。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を工場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。ここは農地でありますので、隣接の方には同意を得ております。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。17 ページに事業計画が

ございます。給水計画は、区域内に設ける井戸にて給水を行う計画であります。雨水は区域内にて集水後、区域東側水路へ放流する計画であります。生活雑排水・汚水に関しては、区域内に合併浄化槽を設け、処理後東側水路へ放流する計画であり、糸田堰土地改良区より同意は得ております。

20 ページに同意書について経緯書が記載しております。隣接農地が1反ほどございます。何回か同意を得るために訪問された経緯が記入されております。最終的には、地権者と話をしまして、日照権のことを話されたようです。日照の件で収穫が少なければ保障することをされました。随時訪問されて交渉されておりますが、折り合いがつかないようであります。21 ページに現在の写真を載せております。

総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

- 議長 はい、ありがとうございます。担当の2番委員説明をお願いいたします。
- 2番 はい、現地確認に参りました、事務局から説明があったとおりであります。震災による移設ということであります。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をお願いいたします。以上です。
- 1番 これは元々にある工場跡は、どのようになりますか。
- 2番 更地になると思います。その後、従業員用駐車場を借りておくと考えておられます。
- 1番 1反ある農地とは、どこにあるのですか。
- 2番 写真を見ていただくと、フェンスがありますが、〇〇があります。その奥の農地所有者からの同意が取れない状況であります。言葉上では、日照権と言われておりますが、実際は違うのかと思います。
- 1番 しかし、同意書は関係ないと思います。事務局どう判断されますか。
- 事務局 はい、法律的には隣接農地の同意書提出は必要ないと判断されます。ただ、御船町農業委員会と致しましては、スムーズに事を運ぶために必要と考えられております。もしも、収穫が減になった場合は、事業計画者が、保障する約束をされております。よって、転用の見込みはあるのではないかと判断致します。

議 長 他に、何かご質問等がございましたらお願いいたします。ご
ざいませんか。

全委員 はい、ございません。
議 長 意見等がございませんで、この案件に関して、許可相当で
あると思われる方は、挙手をお願いいたします。
はい、ありがとございます。全委員賛成で許可相当と決定い
たします。続きまして、事務局より②の説明をお願いいたし
ます。

事務局 はい、22 ページをご覧ください。
議案第 15 号受付番号②番 株式会社〇〇〇〇
場所につきましては、26 ページに掲載しております。〇〇
の向かいにガソリンスタンドがありますが今回の申請地は
その隣になります。
立地基準です。
農地の区分としては、第 3 種農地と判断しております。
面積は△㎡であります。申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項
第 1 号に規定する用途地域（第 2 種住居専用地域）に定めら
れた農地ということで第 3 種農地である。役場より 0.5 k m
ほどはれた東側を農地、西側を道路、南側を宅地、北側を雑
種地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、以前から
ペットショップの出店要望があっており、地域の活性化のサ
ポートが出来るのではないかという事で住環境の良い今回
の申請地に店舗用地（ペットショップ）の計画をし、申請に
至った。
一般基準です。
資力及び信用ですが、借入金にて対応する計画であり、融資
証明書により事業に必要な資金を有していると判断されま
す。
転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用
の妨げになる権利を有する者は存在しない。
申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工
期については平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日ま
での計画であり、遅滞なく供することに問題ないと判断しま
す。
計画面積の妥当性として、田 2 筆△㎡を店舗用地（ペットシ
ョップ）に転用する計画であり施設等の配置等について妥当

と判断します。配置につきましては、27 ページに記載しております。今回は、トレーラーハウスを使った店舗となります。駐車場は、数多く駐車できるように計画されており、配置等は妥当と判断いたします。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を店舗用地に転用することで、周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。現地の写真を 29 ページに記載しておりますが砂利敷きとなっております。第 3 種農地であり転用が可能であるため問題ないと判断致します。28 ページに始末書を提出してあります。よって、事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。13 番委員意見をお願いいたします。

13 番 はい、先だって現地確認に参りました。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局・委員から報告・意見がございました。ペットショップということで申請されております。皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。

無い様でございますので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて、県へ提出いたします。

続きまして、③番の要件等の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、30 ページをご覧ください。

議案第 15 号 受付番号③番 ○○ ○○

場所につきましては、32 ページに掲載しております。○○○団地がございまして、あと○○から入った所であります。戻りまして、立地基準です。農地の区分としては、第 3 種農地と判断しております。都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定

する用途地域（第2種低層住居専用地域）に定められた農地であります。面積としましては△㎡であります。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第2種低層住居専用地域）に定められた農地ということで第3種農地である。役場より1kmほど離れた、東側、北側を農地、西側を里道、南側を町道に囲まれた水田の一角である。申請人は、子どもの成長とともに現住居が手狭になってきたことにより、住環境の良い今回の申請地に個人住宅建築の計画をし、農地法第5条申請に至った。

一般基準です。

資力及び信用としては、借入金にて対応する計画であり、住宅ローン仮審査終了通知により事業に必要な資金を有していると判断される。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は平成30年4月1日から平成30年12月31日までの計画で、遅滞無く供することに問題ないと考える。

計画面積の妥当性ですが、田2筆△㎡の敷地に個人住宅の計画で、その内、通路部分の面積が△㎡であり、配置等について妥当であると判断する。34ページに雨水・雑排水の排水計画を記載しております。特に問題ないと判断します。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無として、申請地を個人住宅することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れは無い。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。隣接の農地所有者からの同意は得ておられます。雨水は、隣接水路へ放流となるが、下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。

給排水計画ですが、給水は公営上水道より引き込む。雨水・排水は、申請地内にて蓋付U字溝を施工し、敷地の雨水を集水後隣接する既存水路に放流する。

第3種農地であるため許可相当と判断いたします。 以上です。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員18番委員意見を

お願いいたします。

18 番 はい、現地確認に参りました。この部分だけが農地として残っていたような状況です。周囲は、ほとんど住宅街であります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、何か意見がある方はいらっしゃいませんか。

議 長 はい、ありがとうございます。他には意見はございませんか。意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて、県へ提出いたします。

続きまして、④の要件等の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、35 ページをご覧ください。

議案第 15 号 受付番号④番 ○○ ○○

場所につきましては、37 ページをご覧ください。町道の○○線がございます、南側に高速道がありますがそこから○○方面へ行くと上り坂があります。その途中に今回の申請地があります。立地基準です。農地の区分を第 2 種農地と判断しております。面積は、△m²であります。申請地は役場より 5 km ほど離れた東側・北側を山林、南側を里道に囲まれた畑地の一角である。申請人は、知人が土木業を営んでおり、資材置場が不足していることから、畑としての利用は耕作条件も悪いため出来ないことから、貸資材置場としての利用を考え、今回、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑地帯で、周囲に担い手が耕作する農地でもなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断いたします。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、現状のままの計画であり、特に支障はない。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性として、現状のままの計画であり、工期については特に問題ないと判断す

る。

計画面積の妥当性としては、畑 1 筆△m²を貸資材置場の計画であり、施設等の配置等について妥当であると判断する。こちらの配置図・平面図が 38 ページに記載しております。給排水計画は、ございません。雨水に関しては、砂利敷きであるため自然浸透の計画であります。生活排水・雑排水は、ございません。40 ページに写真を掲載しておりますが、砂利敷にしてあります。周囲の竹を伐採してこのような状況にしてあります、始末書を提出していただいております。(39 ページ) 確認しておいてください。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を貸資材置場にすることで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れは無い。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。隣接の農地所有者からの同意は得ておられます。雨水は、隣接水路へ放流となるが、下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。よって事務局としては、許可相当と判断します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。16 番委員意見をお願いいたします。

16 番 はい、現地確認へ参りました。地目は畑であります。現状としては、竹林となっております。今事務局からの説明で解るように貸資材置場ということで何ら問題は無いと判断いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。今説明がございましたが、皆さんから質問・意見等はありませんか。

意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて、県へ提出いたします。

続きまして、⑤の要件等の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、41 ページをご覧ください。

議案第 15 号 受付番号⑤番

株式会社〇〇〇〇

場所につきましては、44 ページに掲載しております。先ほど

ペットショップの案件がございました。その物件の真裏になります。

立地基準 農地の区分としては、第3種農地と判断しております。都市計画法第8条第1項第1号に規定する（第1種中高層住居専用地域及び第2種住居専用地域）に定められた農地である。面積が△㎡であります。役場より500mほど離れた東側・北側を道路、西側・南側を宅地に囲まれた水田の一角である。申請人は、土木工事業を営んでおり、業務の拡大のため新たな賃借での資材置場の計画を探していたところ、地権者と話が進み、面積も考えていた規模の土地でもあるということから、農地法第5条申請に至った。

一般基準です。

資力及び信用ですが、自己資金にて対応する計画であり、通帳の写しにより事業に必要な資金を有していると判断されます。転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は平成30年4月1日から平成30年5月31日までの計画で、遅滞なく供することに問題ないと判断します。

計画面積の妥当性として、田1筆△㎡の敷地に資材置場の計画であり、配置等について妥当と判断されます。45ページに土地利用計画図がございました。水路、排水計画などがあります。資材の配置図などがあります。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を資材置場にすることで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また、隣接農地の同意は得られております。排水計画ですが、地下浸透ということの問題ないと判断できます

また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水は、隣接水路へ放流となるが、下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。46ページに掲載しております。

よって事務局としては、許可相当であると判断いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。13番委員お願いいたします。

13 番 はい、現地確認へ参りました。第3種農地でもありますし、土地改良区からの同意も取っております。また、排水同意も区長から貰っておりますので何ら問題はないと判断します。審議の程をよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。担当委員より詳しい説明がございましたが、皆さんの方で質問・意見等がございましたらお願いいたします。

意見がないようでございますので、この案件に対して承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。

続きまして、事務局より⑥の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、47ページをご覧ください。

議案第15号 受付番号⑥番 (株)〇〇〇〇

場所といたしましては、49ページをご覧ください。国道△号線を益城町方面へ参りますと、町境があります。御船側から行きますと左折してすぐの所が今回の申請地であります。立地基準です。農地の区分として、第2種農地と判断しております。面積は、△㎡であります。申請地は、役場より5kmほど離れた東側を農地、それ以外を道路に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、平成18年から、〇〇市近郊を中心に建設・不動産業を営んでおりますが、資材置場が不足しており、出入りがしやすく、現在利用している御船町の資材置場にも近く、管理しやすいため、今回の申請地に資材置場の計画をし、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断される。

一般基準です。

資力及び信用ですが、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しません。

申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性として、工期は平成30年4月1日から平成31年1月31日までの計画で、遅滞無く供することに問題ないと判断します。

計画面積の妥当性ですが、畑 1 筆△m²を資材置場の計画であり、施設等の配置等について妥当と判断します。50 ページに載せておりますが、段差がついている畑であります。出入口を設け全体的に土地の活用を行う予定であります。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無として、申請地を資材置場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。48 ページの給排水計画ですが、給水計画はありません。生活雑排水・汚水に関しては発生しない。雨水に関しては、敷地整備を行い町道側溝へ放流する計画であります。基本的には、地下浸透であります。現状の様子を 51 ページに掲載しております。柿・梅・栗が植樹してありましたが、管理がなされておらず、荒廃しておりました。排水同意も地元区長からいただいております。以上のようなことから許可相当と判断致します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。ここの担当委員は 16 番委員意見をお願いいたします。

16 番 はい、現地確認へ参りました。場所的には、○○○公園に隣接した農地の一角であります。この農地は、段差がありますので下の農地に迷惑が掛からないように整備する約束もなさっています。資材置場ですので、特に問題はないと判断致します。隣接者からの同意も取られております。審議の程をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、質問がある方はございませんか。

意見がないようですので、この案件に承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。県に意見書を付けて提出いたします。続きまして、⑦番の許可要件等の説明をお願いいたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、58 ページをご覧ください。

議案第 15 号 受付番号 8 番 (株)○○
場所につきましては、60 ページに記載しております。御船○○
周辺であります。こちらは、高速自動車道・国道その他の自

動車のみ交通の用に供する道路の出入口の周囲おおむね300m以内の区域にある農地であるため第3種農地と判断致します。面積は△㎡であります。申請地は第3種農地で、役場より4kmほど離れた東側を水路、西側・北側を道路、南側を農地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、〇〇市近郊を中心に建設業を営んでおり、資材置場が不足していることから、出入りしやすく、又、インターチェンジの近くを探していたところ、今回の申請地の地権者と話が進み、資材置場の計画をし、農地法第5条申請に至った。周辺は圃場整備がしてある水田地帯であるが、第3種農地であるため、転用による担い手への集積も問題ないと判断される。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。借入金及び自己資金にて対応する計画であり、貸付書及び残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成30年5月10日から平成30年8月30日までの計画で、遅滞なく供することに問題ないと考える。

計画面積の妥当性として、田1筆△㎡を資材置場の計画であり、施設等の配置等について妥当と判断できます。61ページございますが、農地の端に進入通路を設け、車両・建築資材・土砂・廃材置場などを計画しておられます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無として、申請地を資材置場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはく、第3種農地と判断され、転用については問題ないと判断されます。ただ、隣接農地がありますので、周囲の農地には配慮をお願いするとともに入り込まないようにしてくださいということを伝えております。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水は、敷地内浸透耕での処理となるが、下流域の農業用排水施設への支障を及ぼす恐れは少ないと判断されます。

以上のようなことから許可相当と判断しております。よろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。8番委員意見をお願いいたします。

8 番 はい、現地確認へ参りました。申請地は、圃場整備地ではありますが転用は可能と判断致します。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。どなたかこの案件につきまして意見のある方はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 無いようでありますので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。

続きまして、9番の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、63ページをご覧ください。

議案第15号 受付番号9番 ○○ ○○

場所につきましては、66ページをご覧ください。○○橋があり、県道がございます。県道沿いが今回の申請地であります。事業計画と致しましては2筆ありますが、農転は1筆であります。立地基準です。

農地区分としては、第3種農地と判断しております。面積につきましては、117㎡であります。申請地は、役場より1kmほど離れた東側・西側を宅地、南側を町道、北側を農地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、現在アパートに居住しているが、手狭になってきたことにより、住環境の良い今回の申請地に個人住宅建築の計画をし、農地法第5条申請に至った。一般基準です。

資力及び信用です。借入金にて対応する計画であり、住宅ローン融資内定通知書により事業に必要な資金を有していると判断できます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は、平成30年4月10日から平成31年3月31日までの計画で、遅滞なく供することの問題ないと考える。

計画面積の妥当性として、事業面積△㎡の内、田1筆△㎡を個人住宅として転用の計画であり、面積、配置等について妥当と判断されます。配置につきましては、67ページに載せており

ます。赤で囲んでいる所が、田であります
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無として、申請地を
個人住宅にすることで周囲に残る農地の集団化や農作業の効
率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。
65 ページに給排水計画があります。給水につきましては、御
船町上水道を引き込みます。雨水処理につきましては、雨水浸
透枡にて地下浸透させ、オーバーフローを南側既存側溝へ放流
する計画であります。生活污水・雑排水処理に関しては、南側
町道内既存公共下水道へ接続し、放流。こちらに関しても、地
元区長からも同意は得ておられます。農地は将来的に農業投資
の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支
障を及ぼす恐れは少ない。雨水は、宅地内浸透枡での処理とな
るが、下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断で
きます。第3種農地でありますし、許可相当と判断致します。
よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。12 番委員意見を
お願いいたします。

12 番 はい、現地確認へ参りました。事務局の説明通りであります。
何ら問題はないと判断致します。審議の程をよろしく願い
いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局・委員より説明がござ
いりましたが、皆さんの方で何か意見等がありましたらお願い
いたします。

全委員 有りません。

議 長 内容でございますので、この案件を承認される方の挙手をお願い
いたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。
意見書を付けて県へ提出いたします。以上を持ちまして、5 条
申請は終了いたしました。続きまして、議案第 16 号を提案いた
します事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 69 ページをご覧ください。

議案第 16 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の基づき別紙について、
意見の決定を求める。

平成 30 年 3 月 12 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表ですが、1件申請です。面積の合計のみ読ませさせていただきます。今月の田の合計が 6,907 m²、田以外の農地はございませんので合計 6,907 m²であります。続いて議案書 71 ページに再設定の申請が出ております。再設定の申請が、2 件出ております。合計のみ読ませさせていただきます。田の合計が、1,417 m²畑の合計は 5,086 m²で、総合計 6,503 m²となります。続きまして、議案書 72 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画 を定める。

平成 30 年 3 月 12 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 30 年第 3 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 120,463 m²畑の累計は、15,176 m²。田畑合計で 135,639 m²となっております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 ございませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、議案第 17 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 74 ページをご覧ください。

議案第 17 号

農業委員会活動及び農地行政に関わる要望の回答について意見を求める。平成 30 年 3 月 12 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。議案書 75 ページをご覧ください。先月の総会でもありましたが、田代東部区長会から要望書が出ておりますので、農業委員会の回答ということで記載しております。回答の中身としては、77 ページから 78 ページに記載しております。内容を読み上げます。個別農地災害・中山間直接支払制度につきましては、農業委員会として回答ができないため担当係へお尋ねください。

3 耕作放棄地の解消事業についてですが、耕作放棄地の解消事業については、現在も耕作放棄地再生利用緊急対策（国事業）及び耕作放棄解消事業（県事業）がある。平成 29 年度は県の耕作放棄地解消事業の活用が 1 件となっている。但し、補助事業であり、要件を満たさないと活用することが出来ないため農業委員会に事前に相談が必要となる。と回答しております。続きまして、4 番の非農地認定及び地目変更について

農地法の運用について第 4 (3) には、既にその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合や、その土地の周辺の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないの見込まれる場合などには、農業委員会総会の議決により、「農地」に該当しない旨の判断を行い、所有者や関係機関等にその旨を通知することとなっている。今回の要望となっている

①非農地面積の面積上限の設定

②地番の数の限度設定 等については困難と思われる。

また、農地転用における地目変更については、農地法の規定による許可・届出を要することとなっているため、引続き農業委員会として、農地法その他関係法令に従った処理を行う。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募要件の緩和について

平成 28 年 4 月より農業委員会等に関する法律の改正があり、農業委員の過半を原則として認定農業者とすることになっているが、3 年後の任期満了時に御船町の認定農業者が現在に比べ激減した場合は、国・県と協議を行い、一番適切な公募方法を考える必要がある。また、法律の改正により新たに設置することになった農地最適化推進委員については、認定農業者についての要件はないため、現行のまま 3 年後の任期満了時の公募についても対応する予定である。

このように回答予定であります。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局から説明がございましたが、先月の総会で田代東部地区区長からの要望があった内容であります。委員に審議していただいた分であります。要望書に対しての回答案であります。

全委員

皆さんに伺いたいのですが、この回答でよろしいでしょうか。はい。

議 長 はい、ありがとうございました。この内容で回答いたします。続きまして、報告第 5・6 号を事務局から報告お願いいたします。

事務局 はい、79 ページをご覧ください。
報告第 5 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 30 年 3 月 12 日提出 御船町農業委員会

今月は、2 件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、80 ページから 81 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

82 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。平成 30 年 3 月 12 日提出 御船町農業委員会。

83 ページに 1 件の合意解約がありましたので、報告いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。耕作証明・合意解約でありますので各委員確認しておいてください。

はい、ありがとうございました。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。これで議案審議は終了いたしました。その他で、事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、全国農業新聞についてです。農業委員の皆さんに、毎週自宅へ来ていると思います。農業新聞の購読料は、報酬から差し引きしておりましたが、今回、委員の任期が平成 30 年 4 月で終了される方もいらっしゃるので、退任後 1 年間は購読をしていただいております。今後の購読をどうなさいますか、とお伺いいたします。

議 長 只今、事務局より説明がございましたが、今までは、任期終了後 1 年間は購読していただいた状況であります。委員の報酬から差し引きをしてよろしいか、ということですね。

分かりました。では報酬から購読料を、1 年間分引かれるということで、皆さんよろしいでしょうか。申し訳ありませんが、協力をお願いいたします。他にはありませんか。事務局お願いいたします。

事務局 はい、続きまして、半年に 1 回費用弁償を渡しております。3 月 28 日に振込みいたします。確認をお願いいたします。私か

らは、以上です。

議 長
事務局

はい、後は事務局からありませんか。

最後に総会の開催日ですが、4月10日火曜日委員最後の総会となりますので、慰労会を考えております。よって、15:00から本庁3階大会議室にて行いたいと思います。又日程等は連絡させていただきますが、よろしいでしょうか。事務局からは以上となります。

議 長
13 番

他には何か質問等はありませんか。

はい、地権者会議を行いました。御船町には、〇〇町みたいな法人はないので、あのようなことが出来ないでしょうか。と言う質問がありましたので、皆さんの意見等をお聞かせください。

20 番

はい、御船町には、営農組合はあります。御船町の場合は、業者もいますし、なかなか話がまとまらないのが現状であります。色々な話があった結果、御船町では、発起人もいませんし、代表者もいません。まとめ役がないのが現状であります。

議 長

今後の御船町の課題となると判断致します。考えていかないといけませんね。

他には何かございますか。

無いようでございますので、これをもちまして3月度の総会を終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

18 番

㊟

20 番

㊟

